

## 令和6年度行政評価結果について

### 1. 令和6年度評価の状況

総合評価は、評価者の主觀によらず、客観的なデータに基づき判断するため、住みよさ指標の目標値に対する達成度により基準を定め、5段階で評価しています。

住みよさ指標の結果に基づき判断することにより、明確な基準により各38施策を横並びで評価することが可能な一方、施策目標の達成に向け、一定の効果が見られる場合でも、結果として住みよさ指標の数値が目標値に達していない場合は、総合評価は低くなるなど、各施策の個別の状況を全て反映することが難しい一面もあります。

令和6年度においては、多くの取組・活動をアフターコロナに合わせた形式で実施するなど、施策の推進に取り組んだ結果、昨年度と同水準の評価を維持する施策が多数を占めるものの、全体としては上向き評価となる施策の割合が増加した結果となりました。

### 2. 評価の基準

#### 【各指標の評価】

それぞれの指標が令和6年度の目標値（設定値）に到達しているか等について、以下のとおり4段階で評価しています。

区分	評価基準
○	目標値（設定値）に到達している場合
↑	目標値（設定値）には到達していないが、上昇傾向である場合
→	目標値（設定値）に到達しておらず、横ばいである場合
↓	目標値（設定値）に到達しておらず、下降傾向である場合

### 【総合評価】

施策の住みよさ指標の状況を総合し、令和6年度末現在での施策の達成度を、以下のとおり5段階で評価しています。

区分	評価基準	判断基準
A	指標の目標値を全て達成し、達成度は予定以上の水準である	すべての住みよさ指標で令和6年度の目標値を達成している（評価「○」）場合
B	指標の目標値を概ね達成し、めざす姿実現に向け順調に進んでいる	未達成指標が1つのみであり、その達成度（実績/目標）が80%以上の場合
C	一部指標は目標値を達成し、めざす姿実現に向け成果が表れつつある	1つ以上の指標で令和5年度の目標値を達成している場合。
D	目標水準にはほぼ到達している指標もあるが、全体としてやや遅れ気味である	1つ以上の指標が上昇傾向（評価「↑」）である、または横ばい（評価「→」）であり、達成度が80%以上の場合。
E	指標は全て目標値に到達しておらず、成果がみられない	その他の場合